

項番	資料名	該当ページ	問合せ箇所	問合せ事項	回答
1	調達仕様書(案)	3	2.3.3作業の概要	表2-1に開示書類閲覧者数(利用人数)は「多数」とありますが、より正確な見積もりを行うために、『業務・システム最適化指針(ガイドライン)』で定められている次世代システムの想定アクセス数(ピーク時/通常時)や37ページの想定を基にした次世代システムのデータ量を記載することが望ましいと考えます。	次世代システムの想定アクセス数については「5.2性能要件」及び「別添資料7 現行システムにおけるアクセス状況」を参考にしてください。 なお、次世代システムのデータ量については、ご意見を踏まえ「5.1.3データ量」に追記します。
2	調達仕様書(案)	6	2.5.1作業の概要	「本件の受託者が、本システム全体の品質及び安定稼働に責任を負う」とありますが、ここで意図するものは、「本システム全体の調整、とりまとめ」を行う役割であると認識しております。しかしながら、P5-7の記述では、責任主体が明確になっており、他の受託者がどのように支援、協力を行うのかが明確にされておられません。分割調達である他の受託者から、どのような支援を受けられるのかが不明確であり、本件の受託者としての責任範囲を明確にできません。つきましては、「本件の受託者が、本システム全体のとりまとめと調整を行い、各調達の受託者の支援を受けながら、品質確保と安定稼働を実現する。」という記述に変更し、責任主体だけではなく、どのような支援・協力が受けられるのかについて、まとめて記述頂く(一覧表のようなものを想定)ことが、円滑なプロジェクト運営を実現するうえで、望ましいと考えます。 「～成果物については、適宜、金融庁事務局及びPJMO支援業者にて、金融庁からの要求が取り込まれているかといった観点で確認を行うが、その確認の如何に係らず、本件の受託者が、本システム全体の品質及び安定稼働に責任を負う」とあります。 要件確認内容、設計内容、各種計画書・報告書を始めとする成果物については、プロジェクト計画書の承認プロセスに則って、ご承認いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	受託者には、本システム全体の品質と安定稼働を目的として、各事業者横断的な作業管理を含む統合業務を行うことを求めています。また、当庁は、承認が必要な成果物に対しては、内容を確認の上、問題ない場合には承認します。 ご意見を踏まえ、「2.5.1作業の概要」を次のように修正します。 (A) PJMO支援事業者 進捗や課題の確認等、本システムの設計・開発工程全体に係るPJMO業務の支援等を行う。また、当庁事務局と共同で、当庁からの要求が取り込まれているかといった観点で確認及び承認を行う。 (B) システム開発事業者(※本調達を委託する事業者であり、以下「受託者」という。) 本システムのアプリケーションソフトウェア及びタクソノミの設計・開発等を行う。全体管理業務、設計・開発/構築業務、テスト業務、移行業務、教育・引継業務を実施するとともに、「図2-3 調達の区分」に示すPJMO支援業務を除く各業務をとりまとめる統合業務を担う。本件の受託者は、統合業務として、本システム全体の品質及び安定稼働を目的に、本件の受託者及び他の委託事業者(PJMO支援事業者を除く。以下同じ。)が作成する各種の中間成果物及び成果物の取りまとめと調整を行い、また、当庁から授権された範囲において他の委託事業者に指示・監督を行う。なお、プロジェクト全体の作業と主担当及び支援担当の関係については、「別添資料12 役割分担表」を参照のこと。 別添資料12については、追加資料として本回答と併せて提示いたします。
3	調達仕様書(案)	8	2.5.2作業の概要	総合テスト終了からサービス開始まで約半年の期間がありますが、その間の作業(受入テスト等)は設定されている期間よりも短期間で効率的に実施できると考えることから、品質確保のために総合テストまでの開発期間を長めに設定することが望ましいと考えます。詳細検討後、本スケジュールは見直すことができる旨の記述をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、提案依頼書において、以下のとおり取扱うことといたします。 「当庁の事前の了解を得ることを前提に仕様書の記載事項と異なる提案も必要に応じて可能とする」
		22	4タクソノミ開発(全般) 4.4.(3)タクソノミフレームワーク 4.5XBRL関連ガイドライン策定 4.6サンプルインスタンスの開発	本仕様書案では、インラインXBRLなどがタクソノミ開発に係る技術的実現方式として規定されています。しかし、これらの中には現行EDINETには無い新たな技術も含まれているため、実務上の課題の発生による見直し等の不確実性が増しており、提案への参画を検討するに当たっての難度が増しております。また、マイルストーンを遵守でき、かつ、コスト効率の良い提案を検討するに当たって柔軟性が失われる恐れがあります。以上の理由から、タクソノミ開発に係る技術的実現方式に関してはより有用な開示システムとするために各提案者が知恵を絞る余地を残す必要があると考えます。	
4	調達仕様書(案)	10, 15	2.5.2納入成果物	ソースプログラムや報告書サンプルなど、紙面での納入は困難かつ紙面で納品することによるメリットがないと考えられます。成果物ごとの納品形態については受託後、PJMOと調整する事項と認識しています。	設計書等については電子データ及び紙媒体による納入としますが、ソースプログラム等についてはご意見のとりの認識です。
5	調達仕様書(案)	12	7タクソノミ設計・開発 公開用ドキュメント	P12「7タクソノミ設計・開発公開用ドキュメント」とP14「17EDINET操作ガイド一式」の両方の成果物欄に「提出書類ファイル仕様書」が記載されていますが、同一の成果物と考えてよろしいでしょうか。	貴意のとりの認識です。
6	調達仕様書(案)	12	7タクソノミ設計・開発 公開用データ及び資料	公開用データ及び資料の「その他XBRL関連資料」について、バリデーションテストにおける「よくある質問をFAQとしてまとめる」を想定していますが、その他にもございましたらご教示ください。	「公開用データ及び資料」は現行EDINETと類似種類のものを想定しておりますが、XBRL範囲の拡大、フレームワークの変更等の影響でその他の資料を提出者及び情報利用者に提供する必要が生じることも想定されます。「その他XBRL関連資料」の具体的内容は、本委託業務におけるタクソノミ設計等の検討内容により決定されるものと考えます。
7	調達仕様書(案)	17	3.1機能要件 3.1.1基本方針 (3)機能新規	「運用管理の効率性、情報セキュリティ確保等の観点より、可能な限り、(1)及び、(2)と同一の技術要素及び製品を採用すること。・・・」とありますが、(1)現行/B事業/C事業のシステムにおいて、フレームワーク等の技術要素が統一されていないと考えられます。 一方、バースト対応を始め、システム全体に係る要件を満たすために、フレームワーク等の統合が必要になる可能性があります。 この場合、現行/B事業/C事業のフレームワーク等を統一する等の対応が必要になると認識しています。	「3.1.1基本方針」にて「異なる技術要素及び製品を採用する場合には、その理由を明確にした上で、金融庁事務局の確認を得ること。」とあるとおり、要件を満たすために必要な対応と考える場合には、その内容をご提案ください。
8	調達仕様書(案)	18	(4)画面レイアウトに関する規約 (B)基本・共通事項	3~6点目に記載されているシステムで使用される文字コードの要件は、現行システムと同様に文字参照が許可されると認識しています。 また、これらの要件は提出書類(HTML、XBRL)についても適用されると認識しています。	貴意のとりの認識です。
9	調達仕様書(案)	18	(4)画面レイアウトに関する規約 (B)基本・共通事項	6点目に記載されている、JIS X0208-1990およびJIS X0213-2004の文字セットについて、提出者が既に開示されている書類を作成した時点で確認した字形と、新仕様による閲覧時点で字形が異なることは端末の制約上で許容されると考えてよろしいでしょうか。	貴意のとりの認識です。
10	調達仕様書(案)	19	3.2.2情報システムの要件	「検索結果のブックマークを可能とすること」とありますが、ブックマークからの再表示の時点での当該検索条件では結果が異なる場合、ブックマークした時点での検索結果を表示するか、あるいは最新の検索結果を表示するか、具体的内容を記載されることが望ましいと考えます。	最新の検索結果を表示します。「投資情報の利活用促進に向けた情報提供機能開発」(C事業)において開発された方式となります。 ご意見を踏まえ、「3.2.2情報システムの要件」の記載を「検索結果のブックマークを可能とすること。ブックマーク登録後に開示された書類も含め、最新状態での表示とすること。」と修正します。
11	調達仕様書(案)	22-35	4タクソノミ開発全般	「4.タクソノミ開発」の記載内容を確認すると、「財務諸表本表(現行EDINETタクソノミ部分)」と「財務諸表本表以外(新EDINETタクソノミによる拡張部分)」のスキーマ、リンクベース等が別ファイル(※)で取り扱われるかのように見受けられます。 新EDINETタクソノミは、現行EDINETタクソノミを包含するかたちではなく、現行EDINETタクソノミとは別の標準タクソノミとして作成することを想定されておりますでしょうか。 XBRLデータ(投資情報)の利便性を考慮すると、利用者としては、現行EDINETタクソノミと新EDINETタクソノミは1つのタクソノミであることが望ましいと考えます。 確認ではありますが、タクソノミの作成単位についても開発していく中でPJMOと協議し、決定していくものと考えてよろしいでしょうか。	財務諸表本表のタクソノミは、「4.4.4(1)タクソノミの構成」に記載の当庁の素案においては、「開示府令」、「特定有価証券開示府令」及び「内部統制府令」関連に含まれ、財務諸表本表のタクソノミを独立の別タクソノミとする意図はありません。ただし、4.4.4(1)に記載のとおり、タクソノミの分割単位については、受託者より提案しPJMOと協議するものとしております。この協議結果に基づき当庁が決定いたします。
12	調達仕様書(案)	22	4.3 委託業務の概要	一定期間、現行EDINETタクソノミでの書類提出及び現行EDINETでXBRL対象範囲外である書類のHTML等での提出が継続するとあります。これは、決算期ないし提出日の違いにより旧仕様と新仕様(次世代EDINET仕様)が併存するという意味であり、いずれの仕様によるかを提出者が任意に選択することはできないと解しておりますが正しいでしょうか。 また、切り替え日等について貴庁が決定されることと思います。この決定はいつ頃なされることを想定されておりますでしょうか。	ご理解のとおり、様式、提出日、決算期等の違いによりXBRL適用の有無及び用いるべきタクソノミが決定され、提出者が任意に選択することはできません。切り替え日等については、総合運転試験の結果評価後決定することとしております。

項番	資料名	該当ページ	問合せ箇所	問合せ事項	回答
13	調達仕様書(案)	23	4.3.1 XBRL対象範囲及びタグ付けレベルについて	法令改正等により様式変更や追加があった場合に、XBRL化対象範囲に含める可能性があること記載されています。対象範囲の追加変更があった場合には、該当箇所について業務的観点からの要件が貴庁よりご提示されると考えてよろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。
14	調達仕様書(案)	23	4.4.1(1)タクソノミ項目リスト	B事業の項目リストについて「業務的観点からの全体的な見直しを行う」とありますが、業種ラベル、合計ラベル等の用途別ラベルや連結・個別ラベル、四半期・中間期ラベル等の名称リンクの切り替え情報も必要な要素に対しては付与されると考えてよろしいでしょうか。	標準ラベル以外のラベルが必要な場合には、当庁が同ラベルを提示します。(なお、本仕様書案では、財務諸表本表以外においては名称リンクの切り替えを要件としておりませんが、それが必要又は有用であるかについては本委託業務の中で技術的観点から検討余地があると考えます。)
15	調達仕様書(案)	23	4.4.1(1)タクソノミ項目リスト	パブリックコメント等の結果、項目リストに対して業務的な修正が発生した場合には、修正版の項目リストが貴庁より改めて提示されうるという認識でよろしいでしょうか。	項目リストに対して業務的な修正が発生した場合、当庁が項目リストへの修正要件を提示します。
16	調達仕様書(案)	24	4.4 タクソノミの開発 4.4.1 前提となる事項 (1)タクソノミ項目リスト	「EDINETの国際化のためのタクソノミ開発」の成果物について、遡及処理等のDimension追加などの変更要件を提示すると記載されています。提示される内容は変更内容には限るものの、B事業の項目リストの見直し版と同等の形式と考えるとよろしいでしょうか。	形式的には異なる可能性もありますが、同等以上の内容を含む資料として提供します。
17	調達仕様書(案)	24 29	4.4 タクソノミの開発 4.4.1 前提となる事項 (1)タクソノミフレームワーク 4.4.2 タクソノミ開発の委託業務の内容	IFRS財務諸表について、IFRSタクソノミの利用方法のうち、一部は本番利用において不可とする可能性がある旨記載されています。最終的に採用される提出パターンについて、貴庁が決定されることと思いません。この決定はいつ頃、どのような条件でなされることを想定されていますでしょうか。 タクソノミの改修内容が影響を与える機能について、「書類情報比較機能」とされています。その他にも同様にXBRLデータを利用する「書類詳細検索機能」等についても影響を調査すべき対象と想定しますが、いかがでしょうか。	最終的に採用される提出パターンについては、総合運転試験の結果評価後速やかに決定する予定です。なお、財務諸表本表の詳細タグ付けを必須とする場合には、相当な準備期間を確保できるようにします。
18	調達仕様書(案)	24	4.4 タクソノミの開発 4.4.1 前提となる事項 (1)タクソノミフレームワーク	フレームワークに関する検討事項について、調達仕様書に提案すべき項目が記載されています。明記されていない事項についても、各種変更を加えた結果の影響等、XBRLデータを作成・提出するために必要な事項について検討すべき事項があると考えてよろしいでしょうか。	現状想定している検討事項は仕様書に含めていますが、検討事項がそのみに限定されるとは限りません。
19	調達仕様書(案)	25	4.4.2タクソノミ開発	「B事業のタクソノミからの改修内容が本業務で開発する書類情報比較機能に与える影響を調査し」とありますが、書類情報比較機能のみならず、定量/定性分析ツール、XBRLからCSVへの変換ツール(一般公開/職員)への影響も考えられます。よって、「B事業のタクソノミからの改修内容が本業務で開発するすべての機能に与える影響を調査し」と記載されてはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり明確化します。 4.4.2の2点目 ・「EDINETの国際化のためのタクソノミ開発」及び本委託業務でのタクソノミの改修内容が本委託業務で開発する書類情報比較機能、書類詳細検索機能、定量/定性分析ツール、XBRLからCSVへの変換ツール等、本システム全体に与える影響を調査し、タクソノミの設計と書類情報比較機能等、影響を受ける機能の設計との調整を実施する。書類情報比較機能等の詳細については、「別添資料3 次世代EDINETにおける機能一覧」を参照のこと。
20	調達仕様書(案)	25	4.4.2タクソノミ開発の委託業務の内容	2013年版タクソノミ開発およびパブリックコメント対応について調達計画書の図2-4全体スケジュールに2012年版のように矢羽でのタスク記載がないと思われる。バリデーションテスト等の関連を明示する上で、タスクとして記載されてはいかがでしょうか。 2013年版タクソノミ開発およびパブリックコメント対応について全体スケジュールに記載がないのは例えばスケジュール変更があり得るなど、何か意図はありますか。	2013年版新タクソノミの開発は、2012年版新タクソノミ以後の法令改正対応が主になると想定され、2012年版新タクソノミ開発に比して開発工数が小さいと見込まれるため図2-4において省略しました。 ご意見を踏まえ、図2-4に記載します。
21	調達仕様書(案)	25	4.4.2 タクソノミ開発の委託業務の内容	タクソノミ設定項目の詳細化を行うとあります。これは、タグ付け粒度の詳細化に関する検討を行うのではなく、貴庁からご提示される項目リストを基に、技術的観点から項目を詳細に設定するとの認識でよろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。
22	調達仕様書(案)	25	4.4.2 タクソノミ開発の委託業務の内容	2013年版新タクソノミの対象が、2012年4月1日以後開始する事業年度とされており、これについて、「2013年版新タクソノミは、2013年4月1日以降開始する事業年度が主たる対象であるが、2012年4月1日以後開始する事業年度も提出書類作成は可能となるような設定とする。」という趣旨と考えるとよろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。
23	調達仕様書(案)	25	4.4.2 タクソノミ開発の委託業務の内容	2013年版新タクソノミについて、事業年度を元にしたタクソノミの対象期間に関する記載があります。継続開示書類等に該当しない、事業年度の影響を受けない書類(大量保有報告書等)については、最新法令を対象とすると考えてよろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。
24	調達仕様書(案)	28	4.5 XBRL関連ガイドライン策定 4.5.1 留意事項	要素追加基準やラベルの上書きルール、詳細タグ付けの具体的な指針等についてガイドラインに記載する旨記載されています。業務的な方針は貴庁から提示を受けて、技術的な検討を加えて、執筆すると考えてよろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。
25	調達仕様書(案)	28	4.5 XBRL関連ガイドライン策定 4.5.1 留意事項	留意事項として、「タグ付けに関する具体的な指針」との記載があります。具体的な指針とはどのような事項を想定されていますでしょうか。例えば、「報告セグメントは基本的には基本タクソノミに設定されている要素を用いるが、業務上の重要な差異があると提出会社が認めた場合は必要なセグメントの種類を追加して開示すること。」といった、業務的な方針を踏まえた事項でしょうか。	貴意のとおり認識です。(ただし、例示に記載いただいた内容については、本委託業務の中で検討すべき事項です。)
26	調達仕様書(案)	29	4.5.1(8)タクソノミ要素リスト	「府令・様式毎に利用可能な全てのタクソノミ要素が一つのツリー構造で表現されること」との記載があります。要素リストのレイアウトはタクソノミ本体のツリー構造を検討後に決定する必要があるため、以下のように明記されてはいかがでしょうか。「様式ごとのタクソノミ要素の設定及びツリー構造が、府令・様式ごとに分かりやすく表現されること。」	ご意見を踏まえ、貴意のとおり「様式ごとのタクソノミ要素の設定及びツリー構造が府令・様式ごとに分かりやすく表現されること。」と明記いたします。
27	調達仕様書(案)	31	4.6.3タクソノミの要件	「EDINET規約に準拠」とありますが、「EDINET規約」の定義を記載されることが、応札者の理解を助けるうえで、望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり明確化します。 4.6.3の第3段落2点目 ・XBRLの国際規約及びEDINET規約に準拠したXBRLであること。(ここで準拠すべきEDINET規約は、提出ファイル仕様書、提出者別タクソノミ作成ガイドライン、報告書インスタンス作成ガイドライン等のタクソノミ関連公表資料に記載される規約のうち新タクソノミ及び新タクソノミでの提出ファイルに関するもの。)

項番	資料名	該当ページ	問合せ箇所	問合せ事項	回答
28	調達仕様書(案)	31	4.7バリデーション機能の開発及びバリデーションガイドライン策定	バリデーションの実現方式としてFormulaリンクの採用が必須であるかの印象がありますが、Formulaリンクは多くのリソースも使う上、提出ファイルに含まれないので、運用が困難であるといった懸念もあり、採用するか否かについては検討の余地があると考えます。 ※Formulaリンク XBRLの技術仕様の一つで、財務情報等の検証するためのルールを記述するリンクベース。	Formulaリンクを採用するか否かについては、ご意見を踏まえ、以下のとおり明確化します。 4.4.3 受託者は、XBRL Internationalが公開している、「別添資料4-2 タクソノミ開発 採用する技術仕様」に記載のXBRL仕様最新版に準拠し、特定のツール等の実装方式に依存しないよう、タクソノミを開発すること。上記の準拠すべき技術仕様の改訂が本仕様書による委託業務の開始時点で明らかになった場合には、対応方針につきPJMOと協議し必要な対応を行うこと。 <u>Formulaリンクを採用するか否かについては、リソース消費量、運用等の観点を含め受託者より提案し、PJMOと協議し決定すること。なお、Formulaリンクを採用する場合でも、バリデーションの実現方式をFormulaリンクのみに限るわけではない。</u> 4.7.1の第2段落 バリデーションの内容については、その内容をタクソノミとともに公開することで、書類提出者が事前検証を行うことが可能になることから、 <u>Formulaリンク等を採用する場合には、関連ガイドラインの公開に加えFormulaリンク等の公開も検討すること。</u>
29	調達仕様書(案)	32	4.7.1 バリデーション機能の設計・開発	IFRSについても、日本基準と同等のバリデーションを実施することとされています。日本基準とIFRSで同等に実施するバリデーションとは、技術的な項目(作成規約等に関する事項)と考えてよろしいでしょうか。	計算の整合性等のビジネスルール・チェックについても日本基準と同等のバリデーションが必要です。
30	調達仕様書(案)	33	4.7.3 その他のチェック機能 (1)インラインタグ付けチェックリスト等	「一つの要素に複数ラベルが存在する場合は、ラベルをグループ化して一意化したものを全て表示する。」とありますが、こちらはどのような意味として捉えるべきでしょうか。例えば、1要素にラベルロールや言語等の異なる複数のラベルが設定されている場合、全ての設定されたラベル情報を出力するという理解でよろしいでしょうか。 閲覧書類(XHTML)とXBRL(XBRLインスタンス及びタクソノミ)とのチェックレポートは必須である。早急にチェックレポートの仕様を提示いただきたい。また、提出者の迅速かつ正確なチェック作業ができるような工夫をお願いしたい(例えば、エクセルにダウンロードできるなど)。	「インラインXBRLにおいてタグ付けされている記載事項につき、要素名と日本語ラベルを当該記載事項と並べて表示し、」と記載しているのとおり、表示するラベルは日本語ラベルのみです。拡張リンクロール又はラベルロールの異なる複数のラベルを表示する必要がありますが、拡張リンクロール又はラベルロールが異なっても同一のラベルである場合もあるので、重複は排除する必要があります。 仕様書に記載の案を素案とし詳細仕様はPJMOと協議すること及び2012年版新タクソノミのパブリックコメントに併せて機能概要を公表し、その結果、詳細仕様には修正が必要な場合には修正を行うことを追加記載します。
31	調達仕様書(案)	33	バリデーション結果フォローアップのための機能	「バリデーション結果フォローアップのための機能」について、バリデーションでエラー(要再提出)などになった提出済書類を検索し、そのエラー内容を確認する仕組みと捉えましたが認識に齟齬はありませんでしょうか。	貴意のとおり認識です。
32	調達仕様書(案)	36	5.1.3データ量	開示書類等のサイズの平成30年度時点予測の記載はありますが、同様に予測件数があれば提示頂けますでしょうか。 また、開示書類数の増減につきましても予測値があれば提示頂けますでしょうか。 6.2の拡張性要件では「当初想定を超えて増加した場合においても、サーバ台数やディスク等のハードウェアやリソースを追加することで対応可能な構成とすること」とありますが、5.1.3では「運用期間を通してストレージ容量が不足することがないように」との記載があるため、必要以上にディスクを用意してしまう可能性があります。	ご意見を踏まえ、平成30年度時点の開示書類数の予測値についても「5.1.3データ量」に追記いたします。 なお、具体的なハードウェアスペックについては、受託者による設計作業において定義されます。
33	調達仕様書(案)	36	5.1.3データ量	データ量については現行システムにおける主要ファイルのサイズや将来的な拡大の予想が記載されていますが、新システムに必要なサーバリソースの参考にさせていただきたく、現行システムのサーバのCPUリソースの利用状況を提示頂けますでしょうか。	現行システムのサーバのCPUリソースの利用状況につきましては、本委託業務の応札に当たり、当庁との間で守秘義務契約を締結した上で、当庁内で閲覧可能です。 また、ご意見を踏まえ、「5.2性能要件」に以下を追記いたします。 「現行システムのCPU使用率は「参考資料68 現行システムにおけるCPU使用率」を参照されたい。」 なお、具体的なハードウェアスペックについては、受託者による設計作業において定義されます。
34	調達仕様書(案)	40	6.4システム中立性要件	ハードウェアとソフトウェアが一体となった製品(アプライアンス等)は検討の対象となりますでしょうか。	システム中立性の要件を満たすことが可能であれば、ハードウェアとソフトウェアが一体となった製品(アプライアンス等)でも問題ありません。 なお、製品の調達、本仕様書の範囲外となります。
35	調達仕様書(案)	40	6.5事業継続性要件	遠隔地データ保全環境について、可用性は第1サイト、第2サイトと同様に99.9%との認識で良いでしょうか。	「6.1.1可用性、完全性、機密性に関する要件」において、「本システム全体で、99.9%の年間稼働率を満たす」事を求めていますので、ご認識のとおり、第1サイト、第2サイトと同様、「2.3.6 成果指標・目標」に示す目標値(システム稼働率99.9% ※サービス稼働時間外のシステムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。)となります。 ただし、遠隔地データ保全環境で必要とする可用性は、EDINETの受付時間帯(9:00~17:15)を対象とします。 なお、保守作業時間については「11.1.3 保守作業時間」のとおりです。
36	調達仕様書(案)	40	6.5 事業継続性要件	「被災時本番環境(第2サイト)から本番環境(第1サイト)へのサービス切戻しは、本登録実施可能時間(繁忙期を想定した9:00~19:00)～」とありますが、本登録可能時間は繁忙期においても9:00~17:15と認識しています。	通常、本登録可能時間は繁忙期においても9:00~17:15としておりますが、状況次第で19:00まで延長される可能性を想定しておりますので、サービス切戻しにおいては「9:00~19:00」の時間帯を避けることを要件としております。 ご意見を踏まえ、「6.5事業継続性要件」の該当する記載を「サービス切戻しは、繁忙期におけるサービス延長を想定した9:00~19:00の時間帯以外で実施し、」と修正します。
37	調達仕様書(案)	48	9テスト要件定義 表9-1 テスト工程定義	表9-1に本番切替もしくはデータ移行に相当するテスト工程定義の記載がありません。 表10-1に平成25年3月末までに本番移行準備を行うこと、という大まかなスケジュールが記載されていますが、アプリケーション開発と同様に、移行ツールテスト等についても完了判定基準も含め管理すべきと考えます。本番データを用いた移行のリハーサルを含め、総合テストの中で定義又は別工程としてテスト要件と完了判定基準を定義することが望ましいと考えます。	「10.1.1移行における基本方針」には移行準備作業概要と期限、移行対象を記載していますが、「10.1.2移行実施計画の作成」に記載のとおり、詳細な作業及びスケジュール、移行環境、移行方法、移行ツール等に関する移行実施計画を作成し、移行作業を実施することを受託者に求めています。ご意見にある移行ツール作成、移行データ検証方法、移行リハーサル実施方法等についても受託者において作成する移行実施計画にて段取りを明確化する事項です。 確実な移行を実施するための移行実施方法及び移行完了基準については、合理的な根拠とともにご提案ください。
38	調達仕様書(案)	51	9.1.6テスト要件定義	単体テスト・結合テストの開発場所に関して、制約がありません。仕様調整や、お客様との円滑なコミュニケーションが重要であると考え、開発場所は日本国内に限定する」と記載することが望ましいと考えます。	開発場所は国内に限定したものではありませんが、「14.5機密保持」及び「14.6情報セキュリティ管理」の要件を満たすことを求めています。当庁事務局は、受託者が講じた機密保持に係る予防措置の実施状況を検証するために、システム監査及び情報セキュリティ監査を行う場合があり、受託者にはこれに応じることが求められておりますので、ご留意ください。
39	調達仕様書(案)	54	9.1.7(2)	総合運転試験への参加者数について、貴庁としては何社程度(あるいは最低何社、等)を想定されていますでしょうか。	参加者数の想定は特段設けておらず、参加申請は9.1.7(2)(A)に記載のとおり、原則として全て受理します。
40	調達仕様書(案)	54	9.1.7(2)総合運転試験	本試験での試験時間帯の想定(9:00~19:00など)はありますでしょうか。 また、同様に可用性について、日中は99.9%、夜間は対象外(翌日の試験が実施できれば良い)などの想定はありますでしょうか。	総合運転試験においては、EDINETの受付時間帯(9:00~17:15)を試験時間帯とする予定です。 また、総合運転試験は、システムの正式稼働前ですので、99.9%の可用性の担保を求めるものではありません。
41	調達仕様書(案)	57	10.1.3移行要件	P57には「ホームページ内のEDINETへのリンク廃棄:金融庁」とありますが、P86には「(受託者が)ホームページの現行システムへのリンクを削除すること」とあり、矛盾していると考えしています。	ご意見を踏まえ、「10.1.3移行要件」について、「ホームページの現行システムへのリンクを削除すること」(P86)の一文を削除します。

項番	資料名	該当ページ	問合せ箇所	問合せ事項	回答
42	調達仕様書(案)	57	10.1.3移行要件	移行作業において、現行システムのシステム運用事業者作業がありますが、当該事業者の作業費用は、運用案件の仕様書に明記されていないのであれば、本調達の受託者が負担することが望ましいと考えます。	「10.1.3移行要件(2)移行作業分担」において、事業者に応じた作業分担を記載しており、各事業者の作業費用はそれぞれの事業者が負担します。
43	調達仕様書(案)	57~58	10.1.3移行要件	①P57には「証券取引所の縦覧端末のEDINETへの接続及び設定：各証券取引所」とありますが、58ページには「各証券取引所で、現行システムとして利用している縦覧端末を引き続き利用する場合は、受託者においてEDINETへの本番運用開始に伴う縦覧端末の接続設定変更を行う」とあり、矛盾していると認識しています。 ②「現行システムとして利用している縦覧端末については、ハードウェア納入事業者が設置する端末に対し、システム開発事業者がEDINETへの接続を行う。」について、接続を行うのは「現行の縦覧端末」か「ハード業者が設置する端末」か曖昧であると認識しています。 ③現行システムとして利用している端末の設定については、現行運用業者の支援が必要であると考えます。	①証券取引所の縦覧端末のEDINETへの接続及び設定は、各証券取引所が実施します。ご意見を踏まえ、「10.1.3移行要件」の記載を「各証券取引所で、現行システムとして利用している縦覧端末を引き続き利用する場合は、各証券取引所がEDINETへの本番運用開始に伴う縦覧端末の接続設定変更を行う。」と修正します。 ②各財務(支)局閲覧室の縦覧端末については、ハードウェア等納入・保守事業者が新たに設置し、現に利用している縦覧端末を引き続き利用する想定ではありません。ご意見を踏まえ、「10.1.3移行要件」の記載を「閲覧室の縦覧端末については、ハードウェア等納入・保守事業者が設置する端末に対し、受託者がEDINETへの接続を行う。」と修正します。 ③現に利用している端末の設定については、システム開発事業者が作成したセットアップ手順書を基に設定を行う想定です。セットアップ手順書については、システム開発事業者の成果物として定義します。
44	調達仕様書(案)	59	10.2.5 教育実施要件	開示書類等提出者に対する教育内容において、XBRLに関する事項が明記されていませんが、「現行システムからの変更点」等に内包され、実施する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。 「現行システムからの変更点」の具体的な内容については、「別添資料3 次世代EDINETにおける機能一覧」及び「別添資料5 ユーザインタフェース一覧」にあるとおりです。
45	調達仕様書(案)	77	13.1.2 主要担当者(1) 統合業務	受託者の役割として「～設計・開発を進める上での意思決定、ならびに安定的な稼働に関する責任を負うこと」とあります。 設計・開発を進める上での作業方針等の検討・決定は受託者の役割ですが、設計内容等に係る最終的な意思決定は貴庁の役割と認識しています。	貴意のとおり認識です。
46	業務一覧	3/4	6-2 検索	有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページで提出時に生成されたPDFが公開されておりますが、この方法に加えて提出者自身がPDFを作成し公開される状態を確認したうえで、開示書類を提出する際に併せて提出する方式を追加して頂くことは可能でしょうか。	ご意見については、「別添資料3 次世代EDINETにおける機能一覧」の提出書類仮登録受付処理にて「PDFについては、ドラフト版であることがわかるようなフォーマットを規定し、生成されたPDFが画面上で閲覧可能な状態とすること。」とあり、機能要件として採用済みです。
47	次世代EDINETにおける機能一覧	1/6	2. 開示書類等提出者届出 2-1. 提出者届出 「証明書有効性チェック」	当該機能の開発区分として現行の欄に印が付いておりますが、現行システムには存在しない機能と認識しております。 現行システムでは電子証明書は、開示書類等提出者が本登録を実施する際に署名を付与する機能でのみ使われております。 当該機能の業務分類は、「2-1. 提出者届出」ではなく、「4-3. 開示書類等の本登録」に分類されると認識しています。	ご意見のとおり「別添資料3 次世代EDINETにおける機能一覧」を修正します。
48	システム改善要件	-	EDINET閲覧画面における閲覧手続きの簡素化	EDINET画面で閲覧できる法定開示書類(臨時報告書)の選択画面での掲載項目を追加していただくことは可能でしょうか。 臨時報告書を閲覧する際に、画面上では、「提出日」と「提出書類」、「提出者」のみとなり、仮に提出者が同時に複数又は1年間に複数回にわたって同書類を提出している場合、書類根拠等の見分けがつかず、提出書類を1件毎に閲覧していかなければなりません。「提出事由の根拠条文」又は「提出目的」等が判別できる欄を設けてはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、利用者の利便性の向上を図るため、EDINETの臨時報告書の検索画面に提出事由の根拠条文を記載することとし、「別添資料6 システム改善要件」項番1の機能の対象に一般公開を含めるよう修正します。
49	参考資料項目リスト(ドラフト)	-	説明資料 3. 資料の見方	1様式を1つのツリー構造で表すことが明示されています。1つのツリー構造で表す目的は以下のように考えましたが、正しいでしょうか。 ・提出者や情報利用者が、作成する書類の全体像を容易に把握できること。 ・提出者が、編集する箇所を集中させることで提出書類作成の手間が減ること。 また、同様の目的を達成するその他の実装方法と比較の上で、代替案をご提案することは可能でしょうか。	「4.4.2 タクソノミ開発の委託業務の内容」に「受託者は、金融庁から提示されるタクソノミ項目リストに技術的観点から検討を加え、」と記載しておりますが、項目リストの説明資料も技術的観点からの検討対象範囲に含まれます。ご意見の点については、本委託業務の中で技術的観点から検討の余地がありません。
50	参考資料項目リスト(ドラフト)	-	項目リスト全体	タクソノミの分割単位について、現状の分割案では、公開買付と大量保有で共通的な要素(例えば「提出日」など)があった場合も、別のスキーマに定義された要素を用いると理解しましたが、認識に齟齬はありませんでしょうか。また、分割方法の詳細については開発事業者より提案すべきと理解しましたが、よろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。 分割方法の詳細については「4.4.4(1)タクソノミの構成」に記載のとおり、受託者より提案しPJMOと協議するものとしております。この協議結果に基づき当庁が決定いたします。
51	参考資料項目リスト(ドラフト)	-	項目リスト全体	以下の情報について、現状閲覧した版では特別の記載は有りませんでした。項目リストで必要に応じて設定されることと理解していますが、認識に齟齬はありませんでしょうか。 ・期間・時点が明確に分かること。 ・特に数値精度や表示桁数に条件指定がある箇所。 ・特に数値項目で、利用可能な単位。 ・コンテキストに記載される情報の定義、優先度(例えば、「被合併会社の財務諸表の会計期間」の時期が提出者の会計期間と同一だった場合の優先度や分別の要否)	ご意見に記載の各事項については、可能な範囲で項目リストに補充することを検討します。また、本委託業務の中で業務的な観点から項目リストに情報を補充する必要が発見された場合には、当庁が当該情報を提示します。
52	参考資料項目リスト(ドラフト)	-	項目リスト全体	タイプ列が与えられていますが、Dimension関連の要素等、技術的な意味を表すデータタイプは受託業者で検討・決定する必要があると理解しましたが、認識に齟齬はありませんでしょうか。	貴意のとおり認識です。
53	参考資料項目リスト(ドラフト)	-	項目リスト全体	公開買付の項目リストのみ、各様式の英語名が記載されています。開示府令や大量保有等のその他の様式にも同様の情報が今後付与されるという認識でよろしいでしょうか。	貴意のとおり認識です。
54	参考資料項目リスト(ドラフト)	-	DEI	DEIについて、府令ごとに記載内容に差がありますが、これについて、基本タクソノミの実装においては、諸外国タクソノミと同様に、共通の1構造で表すことは許容されますでしょうか。この場合には府令ごとの記載内容の差異は、例えば、提出者が利用する要素を選択することで実現する方式が考えられます。	「4.4.2 タクソノミ開発の委託業務の内容」に「受託者は、金融庁から提示されるタクソノミ項目リストに技術的観点から検討を加え、」と記載のとおり、ご意見の点については、本委託業務の中で技術的観点から検討の余地がありません。
55	参考資料項目リスト(ドラフト)	-	開示府令	項目リストの記載において、設定方法によっては技術的な問題点により項目リストを変更する必要がある場合が考えられます。この場合、業務上の表現が満たされているか、貴庁にてご確認いただけたらと考えてよろしいでしょうか。 具体的には以下のようなケースです。 ・1ツリーに子要素の異なる同一要素が出現するケース。要素変更などを検討する必要があります。 ・Hypercube要素を同一階層で複数回出現させるケース。DimensionRoot要素などの導入を検討する必要があります。	項目リストについて技術的な観点及び業務的な観点の両面から検討が必要な事項については、PJMOも積極的に検討に加わり、確認をします。

項番	資料名	該当ページ	問合せ箇所	問合せ事項	回答
56	参考資料 項目リスト (ドラフト)	-	開示府令 「大株主、アクシス」 のメンバー	「大株主の状況」について、複数名の所有株式数が同一の場合、同一順位として10者以上記載されることがあります。たとえば「第2位」が2名の場合、「第2位の2」といった提出者によるメンバ拡張を行い「第3位」を使用しない運用も考えられますが、このようなメンバーの拡張と不使用が発生すると、項目リストで想定されているメンバーのデータとしての取扱いが変わってしまったり、命名や運用が複雑になることが考えられます。むしろ、実質的に行番号的な取扱いとし、10名以上記載する場合に11番目記載、12番目記載用のメンバーを拡張する運用の方がわかりやすいと思われます。これらの点を踏まえ、「大株主、アクシス」のメンバーの取扱いについて確認させてください。	本件は、技術的な観点からの検討も必要であるため、本委託業務の中での検討を経て決定する予定です。また、本件は、「4.5 XBRL関連ガイドライン策定4.5.1(4)詳細タグ付けについて」に記載する「タグ付けに関する具体的な指針」に含めるべき事項と認識しております。ご意見に記載されている「実質的には行番号的な取扱い」とする案は、今後の参考とさせていただきます。
57	参考資料 項目リスト (ドラフト)	-	大量保有	他との整合性を鑑みると、第3「共同保有者に関する事項」全体が1つ上の階層ではありませんでしょうか。	項目リストはドラフトであるため、ご意見の点を含め、今後詳細な再確認をする予定です。